

環境教育推進計画

山口県教育委員会

令和2年3月（改定）

目 次

ページ

はじめに	1
第1章 環境教育の必要性	
1 環境教育の基本的な考え方	2
(1) 環境問題と教育	
(2) 環境教育の3つの視点	
(3) 環境教育の2つの留意点	
2 持続可能な開発のための教育（ESD）の視点に立った環境教育	4
(1) ESDとは	
(2) ESDの視点に立った環境教育	
(3) ESDの視点に立った学習指導を進める上での枠組み	
(4) ESDと持続可能な開発目標（SDGs）	
3 山口県の環境教育の目標	7
第2章 推進計画の趣旨等	
1 計画の趣旨	8
2 計画の位置付け	8
3 計画の期間	9
第3章 具体的な推進方策	
1 学校全体での取組の推進	10
(1) 教育課程における環境教育の明確な位置付け	
(2) 児童生徒の主体的な活動の推進	
(3) 発達の段階に応じた取組	
(4) 体系的な取組	
(5) 今日の課題に対する意識高揚	
(6) 学校施設を活用した取組	
(7) コミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組	
2 体験活動の重視	19
3 環境学習全県ネットワークの活用	21
(1) 環境学習施設、団体との連携	
(2) 地域・家庭との連携	
(3) 行政機関との連携	
(4) 学習教材の継続的な提供・拡充－環境教育情報の一元化－	
4 地域資源の活用	23
5 教職員の資質向上	24
6 調査研究	24
参考資料	25
1 学習指導要領における「環境に関わる教育」に関わる主な内容	
2 山口県が提供する環境教育の場	
3 環境教育推進のための関係諸機関の連絡先	
4 主な環境関係法令	
5 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本方針	

はじめに

私たちは、豊かで便利な生活を追い求めて今日の生活様式を作り上げてきました。その結果、確かに生活は豊かで快適になりましたが、一方では、資源を大量に消費し、大量の廃棄物を排出しています。

このため、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷が増大し、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、海洋汚染、砂漠化、野生生物の種の減少の進行など、いわゆる地球規模の環境問題が引き起こされています。また、近年、環境問題の性質は大きく変容し、気候変動やプラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の危機であると同時に、地域課題とも密接に関わる問題も生じています。

これらの問題の解決は、人類と地球の将来にとって緊急かつ重要な課題になっており、大量生産、大量消費、大量廃棄を行う現在のライフスタイルや社会自体のシステムの見直しを行うとともに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた包括的な取組が、行政のみならず、国民、事業者、民間団体に求められています。

山口県教育委員会では、平成10年3月に「山口県教育ビジョン」を策定し、「時代の進展に対応した教育の推進」の中で、学校教育の一環として環境教育を推進し、よりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成、地球環境保全に関する意識啓発の推進などに努めてきました。

平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を踏まえた本県の「山口県環境学習基本方針」の改定に合わせ、山口県教育委員会においては、平成17年3月に「環境教育推進計画」を策定し、児童生徒を対象にした環境教育でとるべき方策について示し、計画的に取組を進めてきました。また、平成18年度に導入が始まったコミュニティ・スクールの仕組みを生かし、地域と連携した環境保全の取組も進んできているところです。

このたび、新学習指導要領に対応させるため、「環境教育推進計画」の2度目の改定を行いました。

今後は、この「環境教育推進計画」（令和2年3月改定版）に基づいて、環境保全に関する理解と取組の意欲をもった児童生徒の育成に積極的に取り組んでいくこととします。

第1章 環境教育の必要性

1 環境教育の基本的な考え方

(1) 環境問題と教育

現在の社会経済活動の拡大や人口の増大は、環境のもつ復元能力を超え、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、海洋汚染、砂漠化、野生生物の種の減少など人類の生存基盤である地球環境そのものに取り返しのつかない影響を及ぼす可能性があります。

こうした近年における地球環境問題の深刻化は、私たちに改めて地球の有限性について気付かせると同時に、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代文明と生活様式の在り方に疑問を投げかけています。

また、大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題など都市・生活型公害の問題も依然として大きな課題となっています。

このように環境問題は、極めて幅の広い問題であることから、環境教育も、その対象は身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持ち、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人ひとりの感性や心の問題にまで広範囲に及んでいます。

また、ある意味で、一人ひとりの子どもたちの生き方にも関わる課題でもあります。

このような環境教育の特質を考えると、環境教育は単に学校教育における取組だけではそのねらいを達成できるものでなく、幼少年期からの、学校、家庭、地域社会のそれぞれの場における様々な取組によって、初めてその効果が期待できるものです。

(2) 環境教育の3つの視点

①「環境から学ぶ」

子どもたちが、豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や環境に対する関心等を培う。

②「環境について学ぶ」

環境や自然と人間との関わり、さらには、環境問題と社会経済システムの在り方、環境問題と生活様式との関わりについて理解を深める。

③「環境のために学ぶ」

環境保全や環境の創造を具体的に実践する態度を身に付ける。

(3) 環境教育の2つの留意点

- ① 子どもたちの発達段階を十分考慮しつつ、各教科などの連携を図り、環境への理解を深め、環境を大切にする心を育成するとともに、一人ひとりが身の回りのことから取組を始めることにより、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成していく。
- ② 子どもたちに、環境を大切にする心や、環境を保全し、よりよい環境を創造していこうとする実践的な態度を育成するため、地域社会において、様々な環境に係る学習機会の提供に努める。

2 持続可能な開発のための教育（ESD）の視点に立った環境教育

（1）ESDとは

ESDとは「Education for Sustainable Development」の略で「持続可能な開発のための教育」を意味します。ESDは環境的視点、経済的視点、社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含む全ての人々にもたらすことができる開発や発展をめざした教育であり、持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人材の育成を目的としています。

（2）ESDの視点に立った環境教育

環境問題は、人口問題、食糧問題、人権問題や平和問題などと切り離すことができません。こうしたことから、1992年にリオ・デジャネイロで開催された国連環境開発会議以降、環境問題だけを単独に取り扱うのではなく、あらゆる問題を総合的に考えて、「持続可能な社会」をどのようにつくっていくかという観点から環境教育を行うようになりました。「持続可能な社会」とは健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会のことをいいます。

さらに、1997年にテサロニキで開催された「環境と社会に関する国際会議」では、環境教育を「環境と持続可能性のための教育」と捉えることになりました。

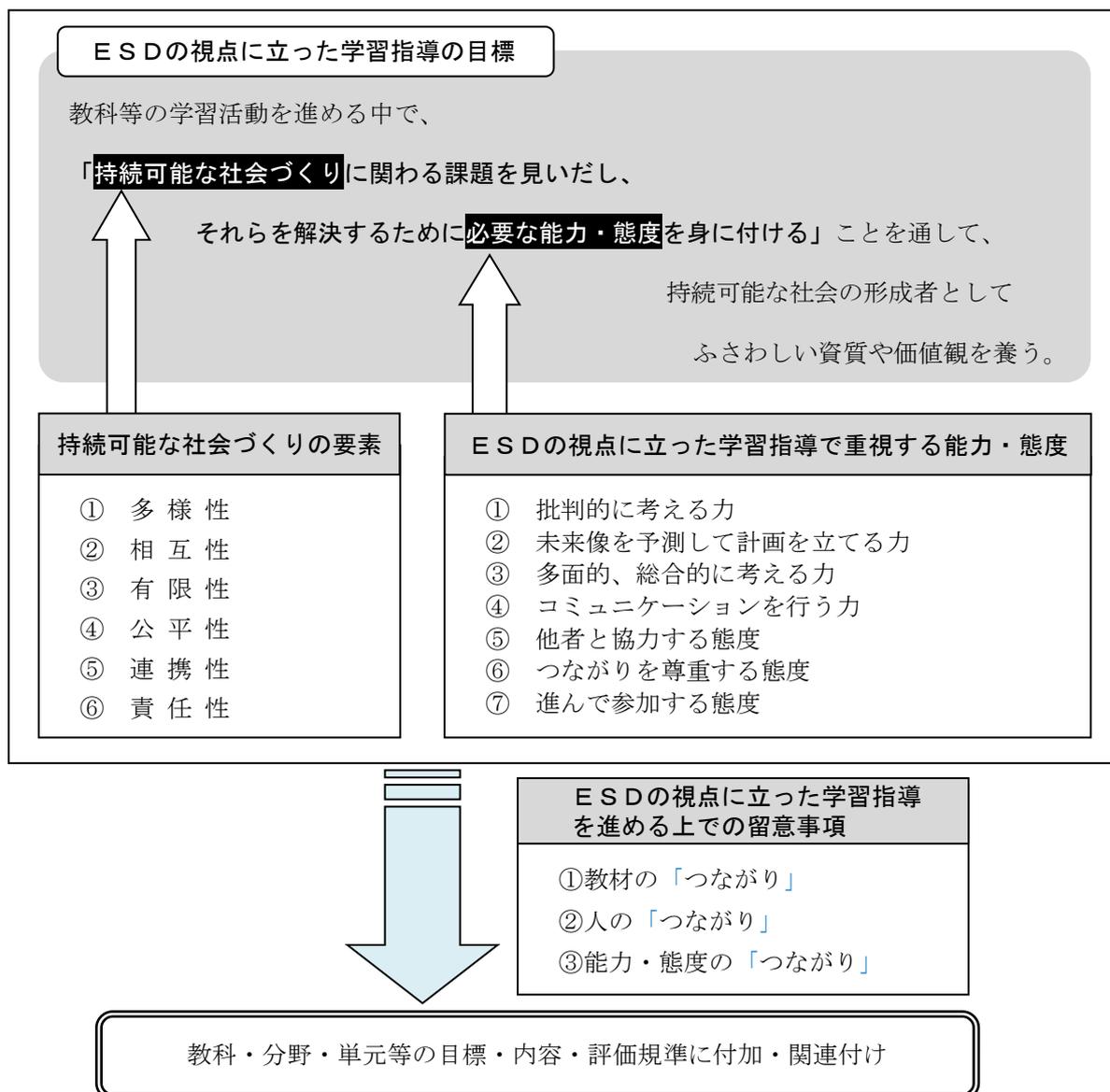
我が国においても、中央環境審議会からの答申「これからの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」（1999年）で、環境教育をいわゆる「環境のための教育」という枠から、「持続可能な社会の実現のための教育」にまで範囲を広げることが求めています。

そこで、循環・共生型の持続可能な社会の構築に向けて、様々な問題を解決していこうという思考・行動自体を環境教育と捉えることが必要です。

つまり、ESDの視点に立った環境教育では、単に環境だけではなく、社会、経済などをはじめとする極めて広範囲の内容を取り扱うことが重要となります。

また、学習指導要領（平成29・30・31年告示）においては、前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、各教科等においても関連する内容が盛り込まれたところでは、資質・能力の育成やそのための授業改善につなげる観点からも、持続可能な社会の構築に向けた教育を学校全体として計画的に実践することが必要です。

(3) ESDの視点に立った学習指導を進める上での枠組み



(4) ESDと持続可能な開発目標（SDGs）^{エスディー・ジーズ}

2015年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGsは、発展途上国のみならず先進国自身も取り組む2016年から2030年までの国際目標で、貧困、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な世界を実現するための17の目標（表1）と169のターゲットからなります。

ESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17の目標全ての達成に貢献するものです。

表1 SDGsにおける17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	<p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

3 山口県の環境教育の目標

私たちが住んでいる山口県は、緑豊かな中国山地や三方を囲む美しい海に抱かれた豊かな自然環境にあり、これらの自然環境の保全と創造は県民一人ひとりの責務です。

将来にわたって、山口の「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を行うためには、児童生徒の環境保全についての理解を深め、取組の意欲を育むことが大切です。

自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を養うことが求められる中、本県の教育目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」において、めざす『やまぐちっ子』の「すがた」の一つとして、「郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人」を示しており、自分を育んできたふるさとの自然や人、伝統、文化を大切にする気持ちをもち続け、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する子どもを育成します。

山口県の豊かな自然といのちを次世代に受け継ぐため、生涯にわたって環境保全等に取り組む基礎を養うよう、環境教育を学校等でさらに進めていくことをめざします。

このことは、単に山口県にとどまらず、我が国、ひいてはグローバル化の進む現代社会において、地球全体の環境の保全と創造の担い手となる青少年の育成をめざすことにもなります。

第2章 推進計画の趣旨等

1 計画の趣旨

本計画では、「第1章 3 山口県の環境教育の目標」を達成するために、児童生徒を対象にした環境教育でとるべき方策について示し、計画的に取組を進めます。

学校は児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であることから、学校における環境教育は、児童生徒に大きな影響を与え、環境保全への理解と取組の意欲を育成し、ひいては生涯学習の基礎となることが期待されます。

2 計画の位置付け

山口県教育委員会では、「山口県教育ビジョン」（平成10年3月）において環境教育の推進・充実を掲げ、よりよい環境づくりに主体的に取り組む態度や能力の育成、地球環境保全に関する意識啓発の推進などに努めるとともに、環境学習全県ネットワーク等*との連携や、やまぐちエコリーダースクール*認証制度を活用した、計画的、体系的な環境教育を推進してきたところです。

そうした中、山口県では、「やまぐち環境創造プラン（山口県環境基本計画）」（平成16年3月）や、国において制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年7月）及び同法の方針（平成16年9月）を踏まえ、「山口県環境学習基本方針」を平成17年3月に改定しました。これを契機に、山口県教育委員会においても「環境教育推進計画」（平成17年3月）を策定し、平成23年3月の改定を経て、環境教育を計画的に進めてきました。

その後、平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」という。）に改正され、地方公共団体による環境保全活動・環境教育の一層の推進や協働取組の重要性が明記されました。これを踏まえ、山口県では平成25年10月に改定した「山口県環境基本計画」第2章第6節を環境教育等促進法に規定する「行動計画」として位置付けることとし、多様な主体の参画・連携・協働による取組の推進や「体験の機会の場」の認定制度の導入など、具体的な施策を展開しています。

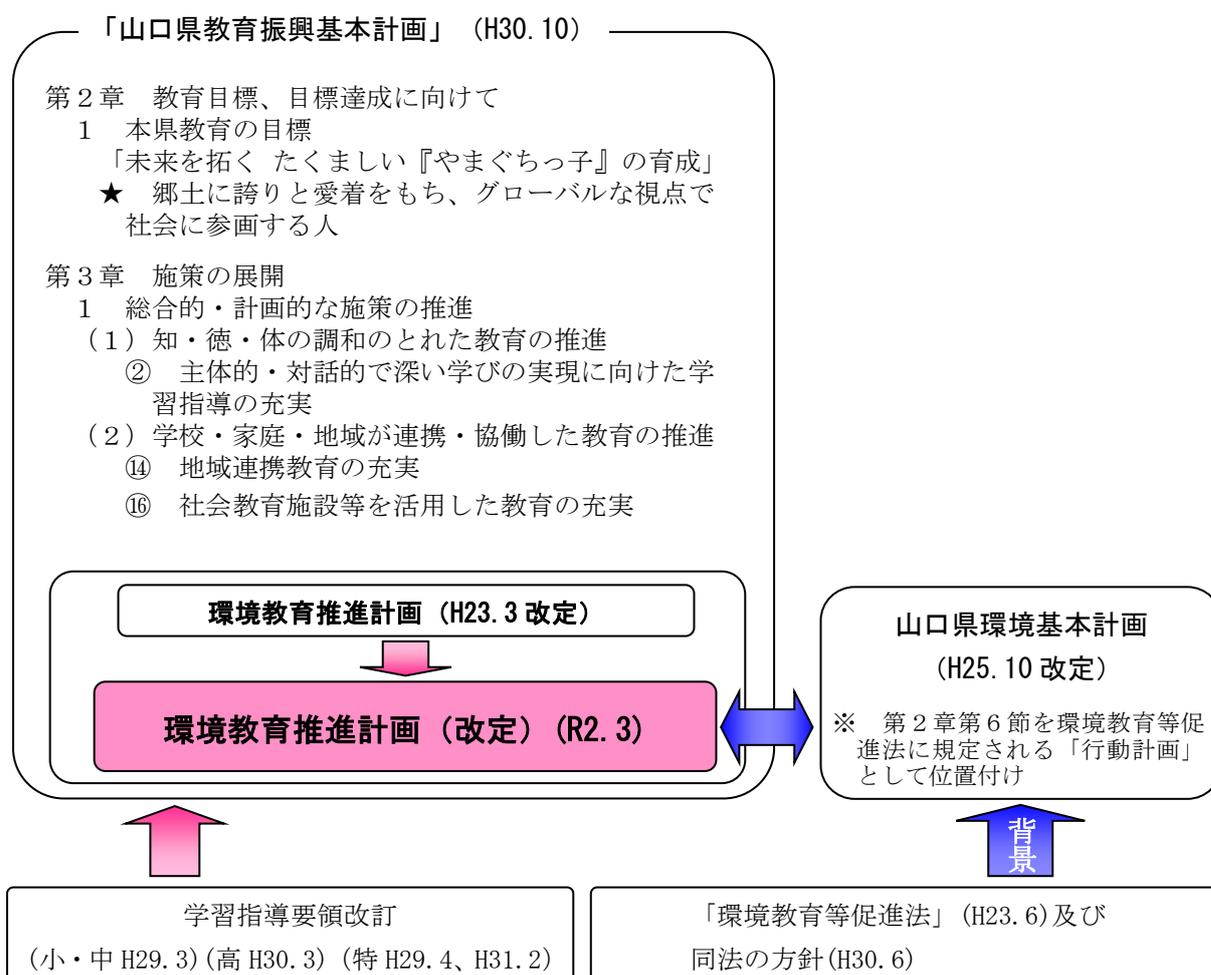
* 環境学習全県ネットワーク：環境学習・環境教育の様々な場、主体、施策をつなぐために、取組・施設等の連携体制の整備や情報を一元的に提供するためのネットワーク。

* やまぐちエコリーダースクール：環境問題やエネルギー・資源の問題について正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒を育成することを目的として、環境マネジメントシステムの手法（PDCAサイクル）を活用した取組を行う学校。

さらに、平成 30 年 10 月に改定した「山口県教育振興基本計画」においては、『やまぐちっ子』の「すがた」の一つとして、「郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人」を示し、自分を育んできたふるさとの自然や人、伝統、文化を大切にする気持ちをもち続け、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する子どもの育成をめざして、教育活動を展開しているところです。

本計画は、これまでのこうした取組や社会情勢の変化等を踏まえつつ、学習指導要領の改訂に対応したものとなるよう、現行の「環境教育推進計画」（平成 23 年 3 月改定）を改定したものです。（図 2）

図 2 環境教育推進計画（改定）の位置付け



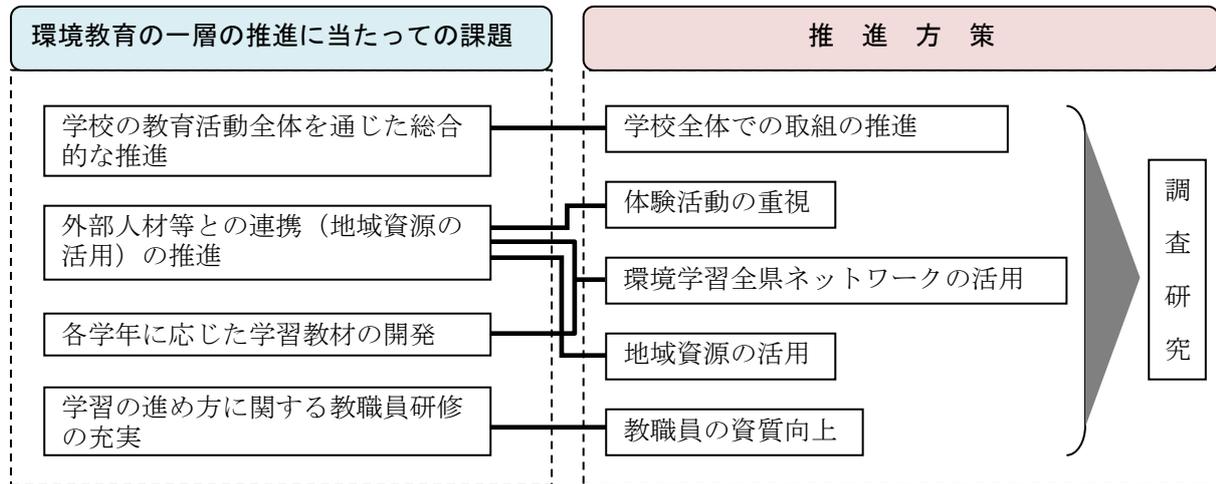
3 計画の期間

本計画は、取組の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

第3章 具体的な推進方策

環境教育を今後一層充実させるために、「学校全体での取組の推進」「体験活動の重視」「環境学習全県ネットワークの活用」「地域資源の活用」「教職員の資質向上」及び「調査研究」の6つの柱を掲げて取り組めます（図3-1）。

図3-1 課題とそれに対する推進方策



1 学校全体での取組の推進

環境教育は、単に環境だけでなく、社会、経済などをはじめとする極めて広範囲の内容を取り扱うことが重要であることから、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、特別活動及び総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）の中で有機的な関わりをもたせて、教育活動全体を通して取り組む必要があります。

その際、それぞれの学習活動の目標や特徴と関連付けて実施方法を検討し、学習機会を確保することが大切です。

また、環境に関わる学習内容が少ない教科においても、環境保全を意識した視点を持ち、教育を進めていくことが望まれます。

学校教育活動全体を通して取り組むため、環境教育を学校の教育活動全体の中に位置付けた全体計画を立て、職員会議や校内研修会を通じて共通理解を図り、全教職員の協力体制のもとに推進します。

また、その目標を達成するために、各学校では環境教育を校務分掌に位置付けたり、環境教育担当者を設けたりすることに努めます。

その際、環境教育の分掌については、既存の分掌に位置付けること、また、環境教育担当者については、その者だけが環境教育を行うのではなく、学校全体における環境教育のコーディネーターとしての役割を果たすことが重要です。

さらに、学校全体の取組を推進する観点から、やまぐちエコリーダースクール制度の推進を図ります（第3章1（2）参照）。

(1) 教育課程における環境教育の明確な位置付け



教育課程（計画的に行われる教育活動全般）で環境教育に取り組む際には、各場面に応じて環境教育を明確に位置付けること、各教科等の連携・協力を図り、学校全体の教育活動を通して取り組んでいくことが重要です。

その際、各学校では、教職員間の共通理解を図り、各教科等のそれぞれにおける指導内容と、それらの相互の関連付けを明確にするとともに、子どもたちの発達の段階や学校の周りの環境の特色等を十分に踏まえて、取り組むことが大切です。

■ 各教科で行う環境教育

学習指導要領には、参考資料1に示すとおり、環境教育に関わる指導内容があります。これらを各教科の授業で展開する場合には、その教科の性格や目標に照らして、授業の指導計画に盛り込むとともに、各教科の学習内容を関連付けて、教科横断的な取組ができるように年間指導計画を立てることが大切です。

その際、問題を自ら見出し、事象の相互関係や問題の背景にある因果関係を把握して、問題解決のための課題や方法を探究する力や情報活用能力などを各教科の中で身に付けさせるような指導に心掛けることが重要です。

また、言語活動や数理的、音楽的、造形的な活動を通して、環境に対する豊かな感受性や見識をもつ人間形成など、環境教育推進のための素地を形成する重要な役割を果たすことができます。

■ 道徳で行う環境教育

学習指導要領（平成29・30・31年告示）の総則の中では、これまでと同じく、道徳教育を進めるに当たって、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念（自然の大切さを感じる）を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすとともに「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し」、「国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成」に資することとなるよう特に留意することとされています。環境問題が深刻な問題となる中で、持続可能な社会の実現に努めることが重要な課題となっており、そのためにも、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければなりません。

なお、学校内での系統的な指導を図るためには、各教科等で環境教育に関わる指導内容や考えられる項目を表にまとめるなどして、学年間、教科間の連携をさせることが大切です。

■ 総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）で行う環境教育

総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）においては、「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力（探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力）」を育成することをめざしており、目標を実現するにふさわしい探究課題として、「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題」等が例示されています。

環境教育が、横断的・総合的な特色をもったものであることを考えると、学校や地域の実態等に応じ、総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を活用した特色ある取組が望まれます。

また、児童生徒にとっての学ぶ意義や目的を明確にすることが重視されており、「自分の力で解決することができた」「自分の取組が地域を動かした」「これからも地域づくりに参画し、さらによい地域にしていきたい」「自分たちは地域や社会の未来に対して責任があるし、それを果たしていくことは実にやりがいのあることだ」などの、課題の解決に取り組んだことへの自信や自尊感情、責任感が育まれ、地域や社会の一員であるとの意識も醸成されることが期待できます。

総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）では、グループ学習や異学年集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力を得つつ、全教職員が一丸となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫することが望まれます。

■ 特別活動等で行う環境教育

特別活動は、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の3つの視点で整理されています。中でも、「社会参画」は、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点であり、持続可能な社会の担い手となっていくことにもつながっていくことから、環境教育とも深く関わり合っています。

特別活動の中で環境教育に取り組む場合も、年間指導計画において環境教育との関連付けを図り、系統的・継続的な指導に努めることは重要です。特に、体験を通して、自然や文化との触れ合いに配慮することが大切です。

実施形態としては、野外観察、見学や調査活動、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習なども考えられます。これらの学習の中で行われるレポート作成、ディベートなどの討論、プレゼンテーション等も重要な体験活動です。

なお、野外観察では、単に生き物の名前や分類を覚えさせるだけでなく、環境保全や生命の尊重について考えさせ、的確な判断力や意志決定能力を身に付けさせるようにします。

(2) 児童生徒の主体的な活動の推進



各学校では、各教科における学習をはじめとして、児童・生徒会活動や総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）などを活用して、児童生徒や地域の実情に応じた環境教育が行われていますが、山口県の健全で恵み豊かな環境を守るために、環境教育の一層の充実が必要です。

その際、環境問題やエネルギー・資源の問題についての正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒を育成することが重要であることから、県教育委員会においては、平成17年度から導入した、環境ISOの手法を活用した取組(学校版環境ISO)である「やまぐちエコリーダースクール」認証制度を推進しています。

各認証校はそれぞれの特徴を生かした環境教育に継続的に取り組み、情報発信をすることで、地域の環境教育のリーダーとしての役割を果たしています。

■ 「やまぐちエコリーダースクール」とは

環境教育に関する活動に環境マネジメントシステム（計画 Plan→実行 Do→評価 Check→改善 Action; P D C A サイクル）を取り入れた取組を行い、県教育委員会が「やまぐちエコリーダースクール」と認証した学校です。

●目的

学校全体での活動を通して、児童生徒の環境保全に対する正しい理解と主体的な行動がとれる態度を育成することを目的とします。

●実施方法

県教育委員会の募集に対して、参加を申請した実施校が「行動宣言」を行い、「行動宣言」に基づいた「実践活動」を1年間行います。年度末に実施校から提出された認証申請を受けて、県教育委員会の認証委員会において審査を行い、「やまぐちエコリーダースクール」に認証します。「宣言－実践－認証」の過程で、児童生徒に達成感を与えるとともに、考えて行動する力を伸ばすことが可能です。（図3-2）

●期待される成果

学校全体で行う活動と教科等での学習活動とが相乗効果をもたらし、児童生徒の環境保全に関する自発性が喚起されるとともに、次世代を担う国民としての資質の向上を図ることが期待できます。（図3-3）

●家庭・地域への発信

認証校での実践事例をWebページ等により積極的に情報発信することにより、認証校内だけの取組に留まることなく、成果を他校にも普及するとともに、さらには、児童生徒の意欲が家庭・地域にも波及効果をもたらすことが考えられます。（図3-3）

図 3-2 やまぐちエコリーダースクール

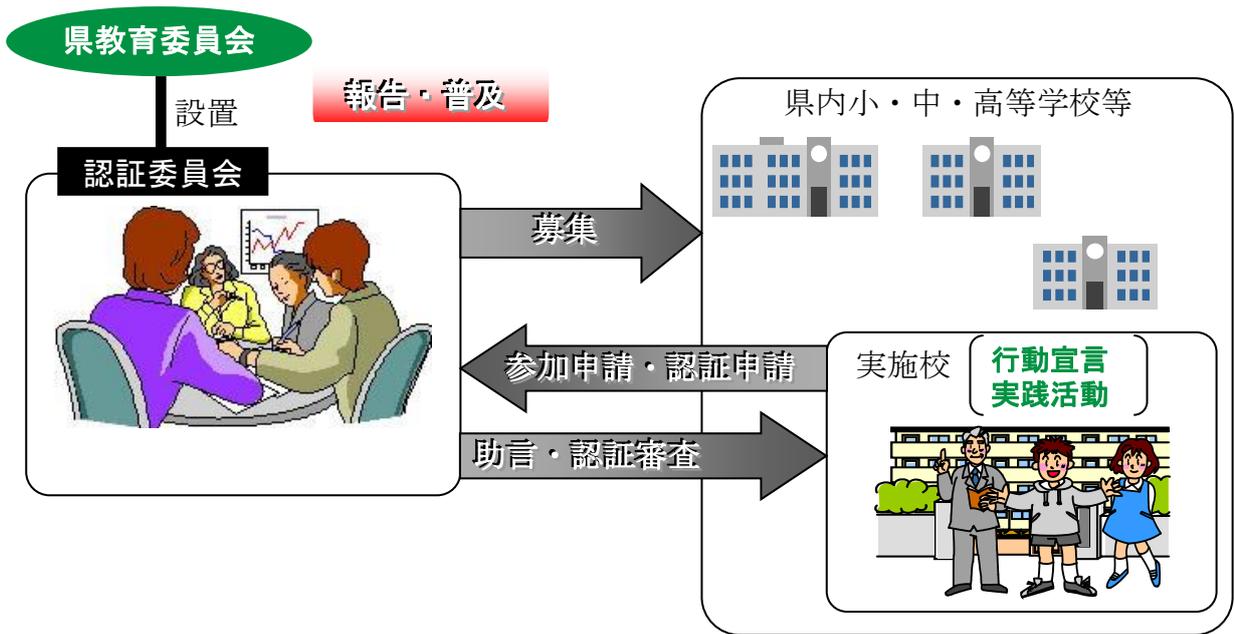
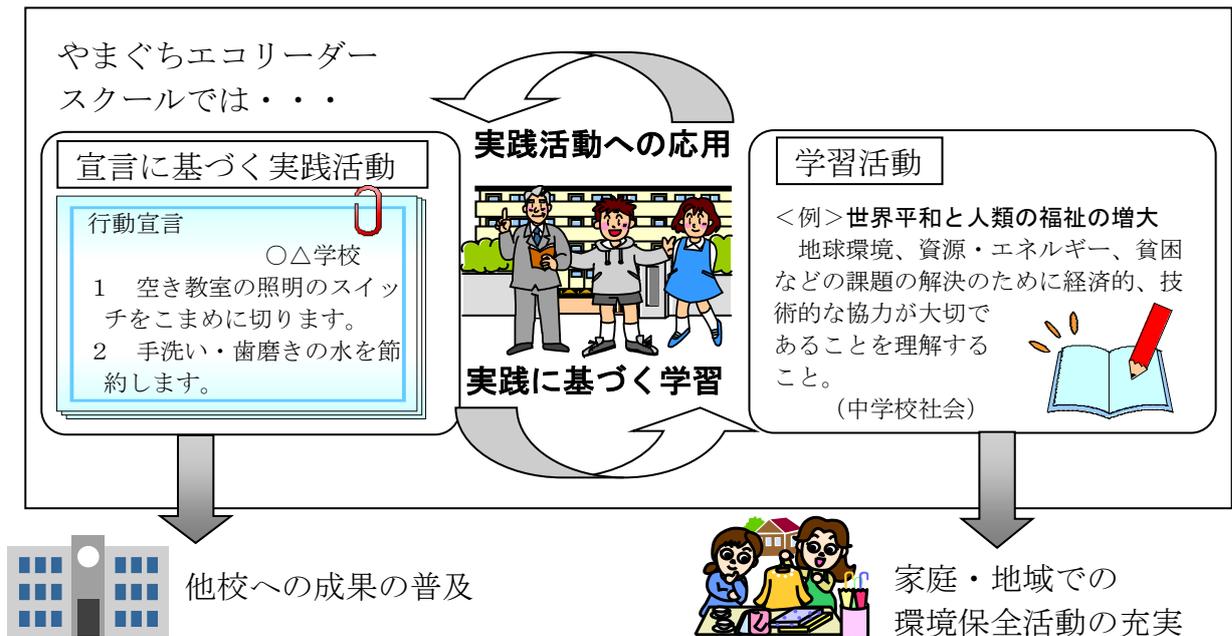


図 3-3 やまぐちエコリーダースクールに期待される成果



「やまぐちエコリーダースクール」のWebページ
 小・中学校 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50900/eco-school/201906180002.html>
 高等学校等 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50300/ecoschool/index.html>

(3) 発達の段階に応じた取組



学校における環境教育は、前述のとおり、経済・社会問題、科学技術、生活環境などに関連した内容の習得に留まらず、環境に対する豊かな感受性と科学的な観点に基づいて、環境問題の解決に向けた客観的かつ公平な判断と意志決定ができる能力や態度を育成し、生涯学習の基礎となることが期待されます。

こうした環境教育の実施に当たっては、児童生徒の発達の段階に応じて、環境教育における校種別のねらいを以下のように定め、指導を行うことが大切です。

小学校

幼稚園・保育所・認定こども園においては、身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で、様々な事象に興味や関心をもつことができるよう工夫しています。小学校においては、このことを考慮して、自然の事物・事象に対する感受性を豊かにする活動の機会を多くもたせることにより、環境の保全に配慮した行動がとれる態度を育成することがねらいとなります。ふるさと学習とともに、郷土山口の自然環境について学習する手法も考えられます。

- **低学年**……自然環境や事象に対する感受性や興味・関心を高めるとともに、自然のすばらしさや生命の大切さを実感できるように配慮する。
- **中学年**……身近な自然や社会の環境に進んで関わり、物（資源）やごみなどについて問題を見だし、追究できるようにする。
- **高学年**……種々の体験や学習を通して、より多面的な思考が可能になったり、収集した情報をもとに判断したり、推論したりできるようになる学年であることから、自然や社会のつながりや循環という考え方を身に付け、より主体的に環境と関わり、環境を大切にすることができるようになることを重視する。

中学校

環境に対する豊かな感受性や探究心をもち、多面的、総合的に課題を解決する活動を通して、適切な判断を行おうとする思考力や判断力、課題解決能力を育成する。

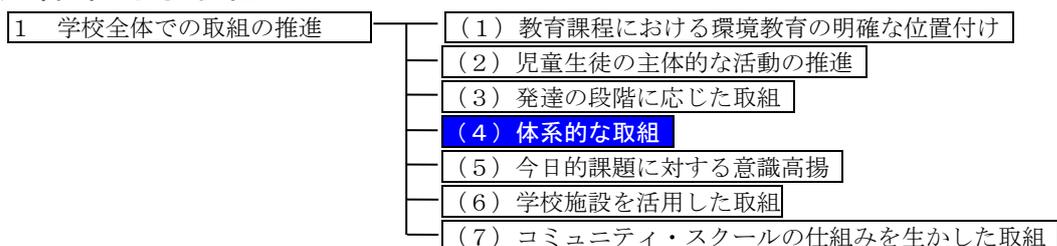
高等学校

環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定ができるような学習活動を通して、環境保全や環境の改善に主体的に働きかける能力や態度などを育成する。

特別支援学校

小学部、中学部、高等部において、小・中・高等学校の内容を踏まえ、個々の児童生徒の実態に応じた学習活動に取り組むことが必要です。学習の効果を高めるには、生活に根ざした体験的な活動が大切です。

(4) 体系的な取組



各学校では、学校や児童生徒の実情に応じて、大気や水の環境調査、ごみ・リサイクル問題に関する学習、省資源・省エネルギーに関する学習、希少野生動植物に関する学習、地球的レベルの環境問題に関する学習などを行っています。

児童生徒一人ひとりが行う、こうした学習を各教科・各学年・各校種で連続したものにするため、体系的な取組が望まれます。

教科間連携

環境をテーマとした単元を設けている教科がある一方、環境をテーマとして扱いきれない教科もあります。一部の教科に任せきりになったり、教科によって伝え方が異なったりしないように、教科間の連携を図り、教科横断的な取組が可能となるよう、合同の教科会議や校内研修会を行い情報交換することが必要です。

学年間連携

各学年での各教科の学習内容を踏まえ、環境教育に関するどのような活動をどの時期に行うか、在学年間を見通した環境教育の計画を作成することが必要です。

学校間連携

近隣の学校と合同で活動したり、異校種が連携した活動において、上級学校の生徒が年下の児童生徒を指導する活動を行ったり、また、小学校－中学校、中学校－高等学校の連絡会等により、指導項目の一覧表を作成したりするなどして、有機的、継続的な指導を可能にしていくことが必要です。

(5) 今日の課題に対する意識高揚

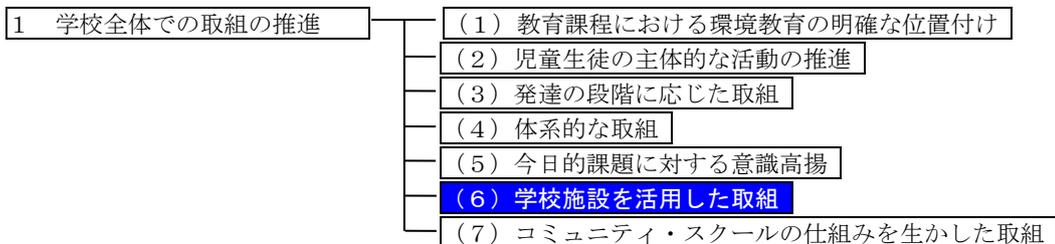


環境教育においては、環境に積極的に働き掛け、環境保全やより良い環境の創造に主体的に関与できる能力の育成を図るとともに、地球環境を構成する一員として、地域の生活環境はもとより、ときには地球的規模の環境に対する人類の責任や役割を理解し、積極的に働き掛ける態度を育成することが求められます。現在の様々な環境問題は決して他人事ではなく、地球上で生活している以上、自分たち自身の問題であるという意識をもつ必要があります。

例えば、「このまま温暖化現象が進行したら…」といった将来予測をもとに、二酸化炭素排出削減等、現在の社会にある課題を見だし、解決方策を模索するなど、児童生徒の発達の段階や地域の環境に応じて取り組ませることが考えられます。

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、海洋汚染、希少野生動物の絶滅危惧などの環境問題は、人類が力を合わせて取り組むことにより解決できるという展望をもたせるよう指導に努めます。

(6) 学校施設を活用した取組



児童生徒の環境保全に取り組もうとする意欲や態度を育てるために、学校施設を多様に活用することは有効です。環境教育について学校全体で取り組むために、学校施設の整備や内容の充実を図り、環境への負荷の低減に対応したいいわゆる「エコスクール」に取り組む学校が増えています。

本県においても、平成22年度に県立学校14校、市町立小中学校23校に太陽光パネルを設置し、発電した電気を校内で使用するとともに、児童生徒への環境教育の推進に活用しています。

また、各学校の工夫により、緑のカーテンを設置し消費電力を削減したり、ビオトープを作ったり、ダンボールコンポストを用いて作った堆肥を緑のカーテンや学校花壇の肥料として利用したりするなど、学校施設を活用した生徒の主体的な活動を取り入れることが重要です。

例えば、児童生徒によるビオトープづくりにおいては、製作時に学校内外の人と行う協働作業の大切さを感じることができます。さらに、完成した際には、達成感を味わうことができ、実際に生物が生息するようになってからは、その観察を通して生命を尊重する気持ちを育むことが期待できます。

こうしたことから、学校施設を環境教育の教材として有効的に活用するよう努めます。

(7) コミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組



山口県ではコミュニティ・スクールの導入を積極的に進めており、令和2年度には全ての公立小・中・高等学校・特別支援学校等がコミュニティ・スクールとなります。コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、一体となって、子どもたちの豊かな学びや育ちを実現していく仕組みです。

こうしたコミュニティ・スクールの仕組みを生かすことで、学校で児童生徒が学んだ環境教育の学習内容が、家庭や地域において積極的に活用されたり、相互で培う学びが実感を伴ったものに深化したりして、持続可能な社会づくりを担う実践力のある児童生徒の育成につなげることができます。

例えば、地域の身近な環境問題について、学校運営協議会や「熟議」の場で取り上げ、情報や問題の共有を図るとともに、その問題の解決に向けて児童生徒と保護者・地域住民による「熟議」を実施して具体策を探り、その具体策を児童生徒だけでなく、保護者や地域住民との「協働」による活動として実践するといったことが考えられます。このようにして、学校・家庭・地域が一堂に集い、計画段階から活動まで「主体者」として関わることで、環境問題に対する「当事者意識」が醸成されます。

【取組事例】

- 地域の自然保護活動等の在り方について学校運営協議会において協議し、普及に向けた取組の推進
- 地域協育ネットとタイアップしたクリーン作戦の実施
- 農業生産工程管理(GAP)による農業生産活動の持続性確保に向けた、地域と連携した農業教育に係る探究的な学び

2 体験活動の重視

国際的な環境教育の流れは、環境問題をテーマにした初の国際会議である「国連人間環境会議」(1972年、ストックホルムで開催)から始まりました。そして、現在の世界の環境教育の概念は、その後、開催されたベオグラード会議(1975年)及びトビリシ会議(1977年)を基礎としています。トビリシ会議で合意された「トビリシ宣言」における環境教育の目標(観点)は表3-1のとおりです。

表3-1 「トビリシ宣言」における環境教育の目標

目 標	活 動
① 関心	社会集団と個人が、環境全体及び環境問題に対する感受性や関心を獲得することを助ける。
② 知識	社会集団と個人が、環境及びそれにともなう問題の中で様々な経験を得ること、そして環境及びそれにともなう問題について基礎的な知識を獲得することを助ける。
③ 態度	社会集団と個人が、環境の改善や保護に積極的に参加する動機、環境への感性、価値観を獲得することを助ける。
④ 技能	社会集団と個人が、環境問題を確認したり、解決する技能を獲得することを助ける。
⑤ 参加	環境問題の解決に向けたあらゆる活動に積極的に関与できる機会を、社会集団と個人に提供する。

我が国の環境教育においても、環境保全に対する関心を高め、知識・態度・技能を身に付けて、地域社会での日常的な実践活動に参加することが求められています。

■ 体験活動の意義

体験活動が学びの土台・出発点となり、問題解決を促進し、知の総合化を確かなものにしていくことが多いために、体験活動は、児童生徒の成長の過程全体において重要なものといえます。児童生徒の身近な問題から体験を通して学習していくことは、自分と環境問題の関係を考え、自分にできることから環境保全に取り組んでいこうとする意欲や態度を育てるために有効です。

また、社会の変化に伴う児童生徒の自然体験などの減少の状況等を考えると、学校内外を通じて児童生徒の多様な体験活動を充実させることを一層重視する必要があります。

体験活動の意義

- ① 現実の世界や生活などへの興味・関心・意欲の向上
- ② 問題発見や問題解決能力の育成
- ③ 思考や理解の基盤づくり
- ④ 教科等の「知」の総合化と実践化
- ⑤ 自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得
- ⑥ 社会性や共に生きる力の育成
- ⑦ 豊かな人間性や価値観の形成
- ⑧ 基礎的な体力や心身の健康の保持増進

「『体験活動事例集－体験のススメ』平成20(2008)年1月 文部科学省」より

■ 体験活動を計画するに当たっての配慮事項

環境教育におけるねらいや体験活動の意義を踏まえ、学年等に応じ、全ての児童生徒が豊かな体験活動の機会を得られるようにすることが重要です。

そこで、各学校は、児童生徒や学校、地域の実態等を踏まえ、各教科等の目標や環境教育のねらいを実現する観点から、体験活動を適切に計画・実施する必要があります。

体験活動を計画するに当たっての配慮事項

- ① ねらいに沿った体験活動を工夫すること
- ② 児童生徒の成長の過程や実態を踏まえること
- ③ 地域の実情を踏まえること
- ④ 各教科等における学習指導との関連を図ること

「『体験活動事例集－体験のススメー』平成20(2008)年1月 文部科学省」より

こうしたことから、自然体験活動、勤労生産体験活動、農林水産業体験などの「体験活動」を重視した指導や教材作成に努めます。

また、県内には表3-2のような青少年教育施設（青少年自然の家など）が存在しており、環境教育を推進する上で、活用することが考えられます。四季折々の自然に恵まれた青少年教育施設に集団で宿泊しつつ、自然を直接体験するプログラム等を組み込むことで自然に対する感受性を豊かにすることもできます。

これらの体験から、水や森林、空気、動植物の保全に対する実践的態度が養われ、将来にわたって、山口の「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を行う態度が育成されることも期待できます。

表3-2 青少年教育施設

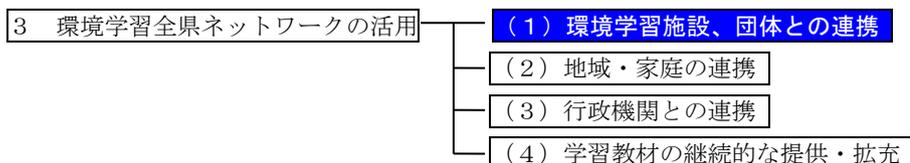
	施設名	備考
国立	国立山口徳地青少年自然の家	大規模収容施設と多様な研修プログラム
県立	油谷青少年自然の家	カッター訓練を中心とする海洋研修プログラム
県立	秋吉台青少年自然の家	洞窟探検や台上ウォーク等の野外活動
県立	十種ヶ峰青少年自然の家	アドベンチャー施設と不登校対策プログラム
県立	由宇青少年自然の家（ふれあいパーク）	家族連れの宿泊利用や青少年の交流活動
市立	深坂自然の森	キャンプや自然観察等の野外活動
市立	下関市青年の家	野外炊事等の野外活動
市立	宇部市アクトビレッジおおの	キャンプ等の野外活動
市立	周南市大田原自然の家	キャンプやハイキング等の野外活動

3 環境学習全県ネットワークの活用

山口県では、環境学習を総合的に支援する拠点として、平成18年度に「環境学習推進センター」を山口県セミナーパークに開設しました。市町や関係団体等の学習施設との連携・ネットワーク化を図りながら、環境学習指導者の登録・派遣や、環境情報の提供、教材の作成・提供、環境活動団体等と連携した体験型環境学習講座の開催など、多彩な事業を展開し、地球温暖化対策、循環型社会の形成、自然環境の保全等、環境に関する幅広い課題について、広く県民、民間団体等がそれぞれの目的に沿って自発的に学習することを総合的に支援しています。

環境教育は、その取組内容によって、他機関の職員や地域の人材等と連携・協働して行うことが必要であることから、学校等においては、このネットワークを活用した環境教育を進めます。

(1) 環境学習施設、団体との連携

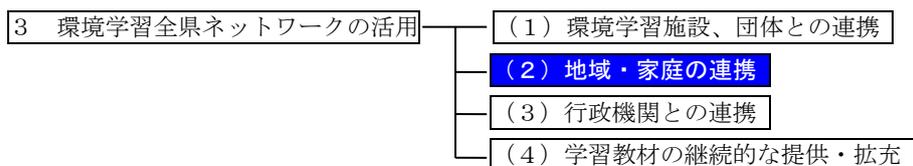


環境学習推進センターでは、民間活動団体・事業所等と連携し、子ども向けの環境学習講座を開催するほか、県内各地で開催される講座やイベント、指導者等の情報を提供しています。また、「山口県環境学習指導者バンク」制度を設け、環境について見識のある環境アドバイザー（講演型環境学習指導者）や環境パートナー（体験型環境学習指導者）などを学校・幼稚園・保育所・認定こども園・民間団体等が主催する学習会などへ派遣しています。

また、県内には環境保全活動をしているNPO（特定非営利活動法人）もあります。学校においては、こうしたNPOと連携した環境教育への取組などが望まれます。

「環境学習推進センター」<https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/index.php>
「山口県NPO法人データベース」<https://npo.pref.yamaguchi.lg.jp>

(2) 地域・家庭との連携

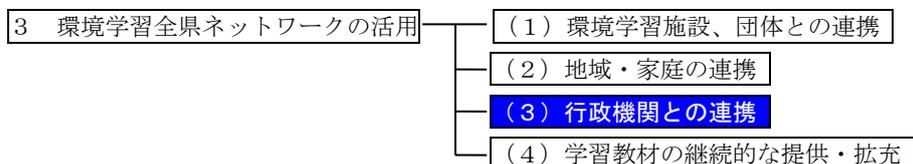


環境教育や環境保全のための取組は、学校教育の中だけで行うのではなく、地域・家庭の状況に応じて行う必要があります。学校での環境教育は、取り扱う内容によって、地域・家庭と密接な関係を持ち、連携して活動することが重要であり、学んだことを児童生徒が地域・家庭で実践することが大切です。

そのために、学校と地域・家庭との連携を強め、学校だより、Webページ、PTAの会合などの機会を通じて、学校が地域・家庭に積極的に情報発信し、働きかけるとともに、地域の方々を環境教育の指導者として活用することに努めます。

また、環境に関わる問題をより身近な問題として捉えさせるために、地域の実態に応じて、その地域の自然、希少野生動植物、景観、社会などの地域資源の活用を図ります。

(3) 行政機関との連携

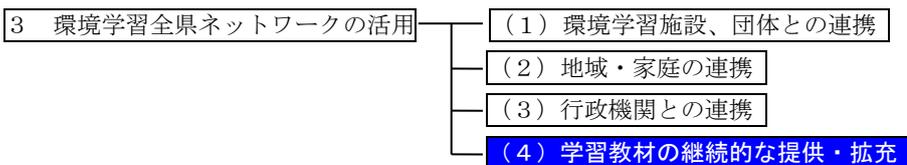


地域の公共施設（ごみ処理施設、浄水場、下水処理場等）や行政機関の環境担当部署から環境教育の指導者を招へいした出前授業の実施も、児童生徒に環境保全に取り組んでいこうとする意欲や態度を育てるために有効です。

様々な主体（行政機関）から多くの「環境学習」の場が提供されています（山口県関係分は参考資料2）。こうした場が積極的に活用されるように、環境学習の機会及び場に関する情報について、行政機関が積極的に学校、児童生徒、保護者等に伝達することが望まれます。

また、山口県教育委員会も庁内に設置されている「環境やまぐち推進会議」等を通じて、関係部局との連携を一層図ります。

(4) 学習教材の継続的な提供・拡充 — 環境教育情報の一元化 —



地域での活動や野外活動などによって、環境に関わる内容を取り扱い、それらと日常生活との関連が総合的に把握できるような学習教材を開発することが望まれます。

その一方で、地球的規模での環境問題などに関しても、最新の情報を収集し、それらの中から学習のための課題を設定し、教材化することも大切です。

教材化の際には、学習内容を一方的に伝達することに終わるものとしてではなく、児童生徒の主体的な取組や問題解決能力などを育成することを目標として、選定される必要があります。

また、一時的な取扱いで終わるものではなく、可能な限り、継続して学習できる内容を取り上げるように努めます。

Web ページの「やまぐちの環境」において集約した様々な環境情報を提供し、「環境学習のひろば」では、環境学習情報の一元化を図り、環境に関連した講座やイベント、指導者や活動団体の情報も含め、教材（「こども環境学習プログラム」等）を継続的に提供・拡充しています。

「やまぐちの環境」 <https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/>
「環境学習のひろば」 <https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/index.php>
「こども環境学習プログラム」 <https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/shiraberu/program/kkgp.php>

4 地域資源の活用

地方公共団体や事業者等が設置している環境教育施設等の見学・活用は、児童生徒が循環型社会形成について理解を深める絶好の機会です。

既に、企業のリサイクル施設、地方自治体のごみ処理施設、リサイクルプラザ、埋め立て処分場、浄水場、下水処理場などの見学・活用を行っている学校もあり、社会見学の際にこうした施設の見学等を組み入れることも考えられます。

また、山口県の恵まれた自然環境、学校周辺の自然環境、ビオトープ、里山、希少野生動植物などを活用した環境教育への取組についても、拡大を図ります。

5 教職員の資質向上

環境教育の推進に当たって、自校の教職員が指導者となることが多いことから、教職員の資質向上は大切です。教職員研修の充実を図り、持続可能な社会の構築につながる教育の実現をめざします。

環境教育は、発達段階に応じて、学校のみならず、家庭、職場、地域といったあらゆる場で実践されることが重要です。この視点に立ち、やまぐち総合教育支援センターにおける研修講座の基本研修やキャリアアップ研修において、教職員の資質向上を図ります。

また、全国的な研修会の開催に関する情報提供に努め、研修の機会の充実を図ります。

児童生徒への指導においては、家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に生かすことができるよう努めます。また、環境問題は多くの要素が複合的に絡み合っていることから、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、多面的かつ総合的に扱う学習となるよう工夫します。

6 調査研究

山口県の環境教育の推進を図るために、県教育委員会では、時代に即した「求められる環境教育の在り方」について、必要に応じて調査研究を行います。

学校でも、指導計画の作成（Plan）、学習教材を活用した指導実践（Do）に対して、定期的に検証・評価を行い（Check）、指導計画を改善する（Action）ことは、取り組んでいる環境教育の効果を高める際に必要です。評価の方法としては、児童生徒へのアンケートや指導者同士の相互評価などがありますが、いくつかの手法を併用して、検証・評価（Check）の精度を上げることが可能です。

参考資料

- 1 学習指導要領における「環境に関する教育」に関わる主な内容
- 2 山口県が提供する環境教育の場
- 3 環境教育推進のための関係諸機関の連絡先
- 4 主な環境関係法令
- 5 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本方針

参考資料 1

学習指導要領における「環境に関する教育」に関わる主な内容

■ 小学校 ※ 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編付録 6「環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」から抜粋

総則	<p>○道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>○豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことをめざすに当たっては、学校教育全体並びに各教科等の指導を通して、どのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。</p>
社会科	<p>【第 4 学年】</p> <p>○廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。</p> <p>○処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>○県内の特色ある地域では、人々が協力し、特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めていることを理解すること。</p> <p>○地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめること。</p> <p>○特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。</p> <p>【第 5 学年】</p> <p>○我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。</p> <p>○地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。</p> <p>○森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全など重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>○関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解すること。</p>
理科	<p>【第 3 学年】</p> <p>○次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。また、周辺環境と関わって生きていること。 <p>○身の回りの生物の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、身の回りの生物と環境との関わり、昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見だし、表現すること。</p> <p>【第 6 学年】</p> <p>○次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物は、水及び空気を通して周囲の環境と関わって生きていること。 ・生物の間には、食う食われるという関係があること。 ・人は、環境と関わり、工夫して生活していること。 <p>○生物と環境について追究する中で、生物と環境との関わりについて、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>○生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。</p>
生活科	<p>【第 1・2 学年】</p> <p>○身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を通して、それらの違いや特徴を見付けることができ、自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わることなどに気付くとともに、それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする。</p> <p>○身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ、その面白さや自然の不思議さに気付くとともに、みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする。</p>
家庭科	<p>【第 5・6 学年】</p> <p>○自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。</p> <p>○環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫すること。</p>
体育科	<p>【第 3・4 学年】</p> <p>○健康な生活について理解すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心や体の調子がよいなどの健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因が関わっていること。 ・毎日を健康に過ごすには、明るさの調節、換気などの生活環境を整えることなどが必要があること。
特別の教科 道徳	<p>【第 1・2 学年】</p> <p>○身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。</p> <p>【第 3・4 学年】</p> <p>○自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。</p> <p>【第 5・6 学年】</p> <p>○自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。</p> <p>※児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるように努めること。</p>
総合的な学習の時間	<p>○目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。</p>

■ 中学校

※ 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編付録 6 「環境に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」から抜粋

<p>総則</p>	<p>○道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>○豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことをめざすに当たっては、学校教育全体並びに各教科等の指導を通して、どのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にししながら、教育活動の充実を図るものとする。</p>
<p>社会科</p>	<p>【地理的分野】</p> <p>○人々の生活は、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件から影響を受けたり、その場所の自然及び社会的条件に影響を与えたりすることを理解すること。</p> <p>○世界各地における人々の生活やその変容を基に、世界の人々の生活や環境の多様性を理解すること。その際、世界の主な宗教の分布についても理解すること。</p> <p>○世界各地における人々の生活の特色やその変容の理由を、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件などに着目して多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。</p> <p>○地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的技能を身に付けること。</p> <p>○地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>①自然環境 ②人口 ③資源・エネルギーと産業 ④交通・通信</p> <p>○日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。</p> <p>○次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>①自然環境を中核とした考察の仕方</p> <p>○地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。</p> <p>○地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。</p> <p>○地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>【歴史的分野】</p> <p>○高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを基に、我が国の経済や科学技術の発展によって国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解すること。</p> <p>※地球環境問題への対応などを取り扱い、これまでの学習と関わらせて考察、構想させるようにすること。</p> <p>【公民的分野】</p> <p>○社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。</p> <p>○世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、領土（領海、領空を含む。）、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。</p> <p>※国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること。</p> <p>○地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。</p>
<p>理科</p>	<p>【第1分野】</p> <p>○様々なエネルギーとその変換に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを見いだして理解すること。また、人間は、水力、火力、原子力、太陽光などからエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギー資源の有効な利用が大切であることを認識すること。</p> <p>○物質に関する観察、実験などを通して、日常生活や社会では、様々な物質が幅広く利用されていることを理解するとともに、物質の有効な利用が大切であることを認識すること。</p> <p>○自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p> <p>○日常生活や社会で使われているエネルギーや物質について、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するとともに、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。</p> <p>【第2分野】</p> <p>○微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けて理解するとともに、自然界では、これらの生物が付き合いを保って生活していることを見いだして理解すること。</p> <p>○身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界の付き合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。</p>

理科	<p>○地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。</p> <p>○自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p> <p>○身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。</p> <p>※生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、気候変動や外来生物にも触れること。</p> <p>※生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。</p>
技術・家庭科	<p>【技術分野】</p> <p>○生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>※技術が生活の向上や産業の継承と発展、資源やエネルギーの有効利用、自然環境の保全等に貢献していることについても扱うものとする。</p> <p>○安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。</p> <p>○問題を見いだして課題を設定し、育成環境の調節方法を構想して育成計画を立てるとともに、栽培又は飼育の過程や結果の評価、改善及び修正について考えること。</p> <p>※地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないように留意すること。</p> <p>【家庭分野】</p> <p>○製作するものに適した材料や縫い方について理解し、用具を安全に取り扱い、製作が適切にできること。※衣服等の再利用の方法についても触れること。</p> <p>○資源や環境に配慮し、生活を豊かにするために布を用いた物の製作計画を考え、製作を工夫すること。</p> <p>○消費者の基本的な権利と責任、自分や家庭の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</p> <p>○身近な消費生活について、自立した消費者としての責任のある消費行動を考え、工夫すること。</p> <p>○自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。</p>
保健体育科	<p>○健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾病は、主体の要因と環境の要因が関わり合って発生すること。 ・健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。 <p>○健康と環境について理解を深めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあること。また、快適で能率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があること。 ・人間の生活によって生じた廃棄物は、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。 <p>○健康と環境に関する情報から課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。</p>
特別の教科 道徳	<p>○自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。</p> <p>○例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるように努めること。</p>
総合的な学習 の時間	<p>○目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。</p>

■ 高等学校

※ 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）の総則、各学科に共通する各教科及び総合的な探究の時間における環境に関する教育に関わる主な内容を抜粋

総則	<p>○道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。</p> <p>○豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことをめざすに当たっては、学校教育全体並びに各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。</p>
地理歴史科	<p>【地理総合】</p> <p>○世界各地で見られる地球環境問題、資源・エネルギー問題、人口・食料問題及び居住・都市問題などを基に、地球的課題の各地で共通する傾向性や課題相互の関連性などについて大観し理解すること。</p> <p>○世界各地で見られる地球環境問題、資源・エネルギー問題、人口・食料問題及び居住・都市問題などを基に、地球的課題の解決には持続可能な社会の実現を目指した各国の取組や国際協力が必要であることなどについて理解すること。</p> <p>○世界各地で見られる地球環境問題、資源・エネルギー問題、人口・食料問題及び居住・都市問題などの地球的課題について、地域の結び付きや持続可能な社会づくりなどに着目して、主題を設定し、現状や要因、解決の方向性などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○我が国をはじめ世界で見られる自然災害や生徒の生活圏で見られる自然災害を基に、地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応との関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解すること。</p> <p>○様々な自然災害に対応したハザードマップや新旧地形図をはじめとする各種の地理情報について、その情報を収集し、読み取り、まとめる地理的技能を身に付けること。</p> <p>○地域性を踏まえた防災について、自然及び社会的条件との関わり、地域の共通点や差異、持続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>【地理探究】</p> <p>○地形、気候、生態系などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、地球環境問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。</p> <p>○地形、気候、生態系などに関わる諸事象について、場所の特徴や自然及び社会的条件との関わりなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○資源・エネルギーや農業、工業などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、資源・エネルギー、食料問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。</p> <p>○資源・エネルギーや農業、工業などに関わる諸事象について、場所の特徴や場所の結び付きなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>○人口、都市・村落などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、人口、居住・都市問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。</p> <p>○人口、都市・村落などに関わる諸事象について、場所の特徴や場所の結び付きなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>【歴史総合】</p> <p>○自由・制限、平等・格差、開発・保全、統合・分化、対立・協調などの観点から主題を設定し、諸資料を活用して、追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>○冷戦と国際関係、人と資本の移動、高度情報通信、食料と人口、資源・エネルギーと地球環境、感染症、多様な人々の共存などに関する資料を活用し、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>○アジアの諸地域の経済発展の背景、経済の自由化や技術革新の影響、資源・エネルギーと地球環境問題が世界経済に及ぼした影響などに着目して、主題を設定し、日本とその他の国や地域の動向を比較したり、相互に関連付けたりするなどして、市場経済のグローバル化の特徴と日本の役割などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>【世界史探究】</p> <p>○人類の誕生と地球規模での拡散・移動を基に、人類の歴史と地球環境との関わりを理解すること。</p> <p>○原子力の利用や宇宙探査などの科学技術、医療技術・バイオテクノロジーと生命倫理、人工知能と労働の在り方の変容、情報通信技術の発達と知識の普及などを基に、知識基盤社会の展開と課題を理解すること。</p> <p>○科学技術の高度化と知識基盤社会に関わる諸事象の歴史的背景や原因、結果や影響、事象相互の関連などに着目し、主題を設定し、諸資料を比較したり関連付けたりして読み解き、現代の科学技術や文化の歴史的な特色、第二次世界大戦後の科学技術の高度化と政治・経済・社会の変化との関連性などを多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>
公民科	<p>【公共】</p> <p>○現代の諸課題について自らも他者も共に納得できる解決方法を見いだすことに向け、(ア)に示す考え方を活用することを通して、行為者自身の人間としての在り方生き方について探求することが、よりよく生きていく上で重要であることについて理解すること。</p>

<p>公民科</p>	<p>○政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土（領海、領空を含む。）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。</p> <p>○地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成へ主体的に参画し、共に生きる社会を築くという観点から課題を見いだし、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述すること。</p> <p>【倫理】</p> <p>○生命、自然、科学技術などと人間との関わりについて倫理的課題を見いだし、その解決に向けて倫理に関する概念や理論などを手掛かりとして多面的・多角的に考察し、公正に判断して構想し、自分の考えを説明、論述すること。</p> <p>【政治・経済】</p> <p>○市場経済の機能と限界、持続可能な財政及び租税の在り方、金融を通じた経済活動の活性化について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>○少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、地域社会の自立と政府、多様な働き方・生き方を可能にする社会、産業構造の変化と起業、歳入・歳出両面での財政健全化、食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現、防災と安全・安心な社会の実現などについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること。</p> <p>○グローバル化に伴う人々の生活や社会の変容、地球環境と資源・エネルギー問題、国際経済格差の是正と国際協力、イノベーションと成長市場、人種・民族問題や地域紛争の解決に向けた国際社会の取組、持続可能な国際社会づくりなどについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること。</p>
<p>理科</p>	<p>【科学と人間生活】</p> <p>○熱に関する観察、実験などを行い、熱の性質、エネルギーの変換と保存及び有効利用について、日常生活と関連付けて理解すること。</p> <p>○自然景観と自然災害に関する観察、実験などを行い、身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、人間生活と関連付けて理解すること。</p> <p>○光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学について、問題を見いだし見通しをもって観察、実験などを行い、人間生活と関連付けて、科学的に考察し表現すること。</p> <p>【物理基礎】</p> <p>○人類が利用可能な水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性や利用などについて、物理的な観点から理解すること。</p> <p>○様々な物理現象とエネルギーの利用について、観察、実験などを通して探究し、波、熱、電気、エネルギーとその利用における規則性や関係性を見いだし表現すること。</p> <p>【生物基礎】</p> <p>○生態系と生物の多様性に関する観察、実験などを行い、生態系における生物の種多様性を見いだし理解すること。また、生物の種多様性と生物間の関係性とを関連付けて理解すること。</p> <p>○生態系のバランスに関する資料に基づいて、生態系のバランスと人為的攪乱を関連付けて理解すること。また、生態系の保全の重要性を認識すること。</p> <p>○生物の多様性と生態系について、観察、実験などを通して探究し、生態系における、生物の多様性及び生物と環境との関係性を見いだし表現すること。</p> <p>【生物】</p> <p>○生態系の物質生産と物質循環に関する資料に基づいて、生態系における物質生産及びエネルギーの移動と生態系での物質循環とを関連付けて理解すること。</p> <p>○生態系と人間生活に関する資料に基づいて、人間生活が生態系に及ぼす影響を見いだし理解すること。</p> <p>○生態と環境について、観察、実験などを通して探究し、生態系における、生物間の関係性及び生物と環境との関係性を見いだし表現すること。</p> <p>【地学基礎】</p> <p>○気圧や気温の鉛直方向の変化などについての資料に基づいて、大気の構造の特徴を見いだし理解するとともに、太陽放射の受熱量と地球放射の放熱量がつり合っていることを理解すること。</p> <p>○大気と海水の運動に関する資料に基づいて、大気と海洋の大循環について理解するとともに、緯度により太陽放射の受熱量が異なることなどから、地球規模で熱が輸送されていることを見いだし理解すること。</p> <p>○地球のすがたについて、観察、実験などを通して探究し、惑星としての地球、活動する地球、大気と海洋について、規則性や関係性を見いだし表現すること。</p> <p>○地球規模の自然環境に関する資料に基づいて、地球環境の変化を見いだしその仕組みを理解するとともに、それらの現象と人間生活との関わりについて認識すること。</p> <p>○日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること。</p> <p>【地学】</p> <p>○大気の組成、太陽放射と地球放射の性質を理解するとともに、大気に関する観測資料などに基づいて、各圏の特徴と地球全体の熱収支など大気の構造を理解すること。</p> <p>○大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。</p> <p>○海水の組成を理解するとともに、海洋に関する観測資料などに基づいて、水温と塩分の分布との関係など海洋の構造を理解すること。</p> <p>○海水の運動と循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。</p> <p>○地球の大気と海洋について、観察、実験などを通して探究し、地球の大気と海洋の構造や運動の規則性や関係性を見いだし表現すること。</p>

	<p>○国民の健康課題や健康の考え方は、国民の健康水準の向上や疾病構造の変化に伴って変わってきていること。また、健康は、様々な要因の影響を受けながら、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。健康の保持増進には、ヘルスプロモーションの考え方を踏まえた個人の適切な意思決定や行動選択及び環境づくりが関わること。</p> <p>・健康の保持増進と生活習慣病などの予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践や疾病の早期発見、及び社会的な対策が必要であること。</p> <p>・精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。</p> <p>○健康を支える環境づくりについて理解を深めること。</p> <p>・人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすことがあること。それらを防ぐには、汚染の防止及び改善の対策をとる必要があること。また、環境衛生活動は、学校や地域の環境を健康に適したものとすよう基準が設定され、それに基づき行われていること。</p>
家庭科	<p>【家庭基礎】</p> <p>○ライフステージに応じた栄養の特徴や食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解し、自己や家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。</p> <p>○食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。</p> <p>○被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。</p> <p>○ライフステージに応じた住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。</p> <p>○住居の機能性や快適性、住居と地域社会との関わりについて考察し、防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。</p> <p>○消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収集・整理できること。</p> <p>○自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し、工夫すること。</p> <p>○生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解すること。</p> <p>○持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。</p> <p>【家庭総合】</p> <p>○食生活を取り巻く課題、食の安全と衛生、日本と世界の食文化など、食と人との関わりについて理解すること。</p> <p>○ライフステージの特徴や課題に着目し、栄養の特徴、食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解するとともに、自己と家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。</p> <p>○主体的に食生活を営むことができるよう健康及び環境に配慮した自己と家族の食事、日本の食文化の継承・創造について考察し、工夫すること。</p> <p>○衣生活を取り巻く課題、日本と世界の衣文化など、被服と人との関わりについて理解を深めること。</p> <p>○ライフステージの特徴や課題に着目し、身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに、健康と安全、環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。</p> <p>○住生活を取り巻く課題、日本と世界の住文化など、住まいと人との関わりについて理解を深めること。</p> <p>○ライフステージの特徴や課題に着目し、住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し、住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。</p> <p>○家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し、快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できること。</p> <p>○主体的に住生活を営むことができるようライフステージと住環境に応じた住居の計画、防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり、日本の住文化の継承・創造について考察し、工夫すること。</p> <p>○消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性について理解を深めるとともに、生活情報の収集・整理が適切にできること。</p> <p>○自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること。</p> <p>○生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深めること。</p> <p>○持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること。</p>
総合的な探究の時間	<p>○目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。</p>

●環境学習推進センター

【概要】

県民、NPO、民間団体、事業者、行政等との連携・協働のもと、多様な環境情報の提供、人材の育成・派遣・交流、学習プログラム等の教材の作成・提供など総合的な支援による全県的な環境学習を推進しています。また、県内の環境学習関連施設等と連携し、魅力ある体験型環境学習講座を開催しています。

【問い合わせ先】

(公財)山口県ひとつづくり財団
 山口市秋穂二島 1062
 セミナーパーク内
 TEL: (083)-987-1110
 FAX: (083)-987-1720

●やまぐち自然環境学習推進事業・きらら浜自然観察公園管理運営事業

【概要】

秋吉台エコ・ミュージアム、つものしま自然館、きらら浜自然観察公園において自然環境に関する学習や自然観察指導員の派遣、緑の少年隊の育成指導などを行います。

【問い合わせ先】

環境生活部自然保護課
 TEL (083)-933-3060
 FAX (083)-933-3069

●青少年自然体験活動推進事業

【概要】

本県が、全国に先駆けて独自に取り入れたOBS手法を活用し、自然体験とカウンセリングを組み合わせた野外活動を総合的に展開しています。

【問い合わせ先】

社会教育・文化財課
 TEL (083)-933-4650
 FAX (083)-933-4669

●博物館学校地域連携教育支援事業

【概要】

星を見る会、地質めぐり、昆虫教室、植物教室等の体験的な学習等を通して、自然科学への興味を抱かせる取組を行っています。

【問い合わせ先】

社会教育・文化財課
 TEL (083)-933-4650
 FAX (083)-933-4669

●砂防出前授業の提供

【概要】

土砂災害の危険性や土砂災害への備えの大切さについて理解と関心を深めてもらうことを目的に、小学校の児童を対象に出前授業を行っています。

【対象学年・実施規模等】

小学生

【問い合わせ先】

土木建築部砂防課
 TEL (083)-933-3754
 FAX (083)-933-3769

●農地・農業用施設等を活用した青空教室

【概要】

小中学生を対象に、農作業の実践や土地改良施設の見学会を通じて、農業や水の大切さ、施設の役割、歴史、これらを支える人々など農業・農村全般について理解促進を図るための取組を行っています。

【対象学年・実施規模等】

小学生・中学生

【問い合わせ先】

農林水産部農村整備課
 TEL (083)-933-3423
 FAX (083)-933-3429

●森林体験学習

【概要】

水を守る森林大切さの理解促進を図るため、森林づくりの体験活動等を実施しています。

【対象学年・実施規模等】

小学生・中学生

【問い合わせ先】

農林水産部森林企画課
 TEL (083)-933-3460
 FAX (083)-933-3479

●「河川情報誌」の提供

【概要】

県が管理する河川についての情報を提供するため、情報誌を作成しています。県庁の刊行物センターで発売されているものや、無料で提供できるものもあります。

【問い合わせ先】

土木建築部河川課
 TEL (083)-933-3776
 FAX (083)-933-3789

●**県民参加の森林づくり推進事業**

【概要】

森林の果たす役割の重要性や森林整備の必要性と、これを支える「やまぐち森林づくり県民税」関連事業の重要性を広く県民に周知啓発しています。

【問い合わせ先】

農林水産部森林企画課
TEL (083)-933-3460
FAX (083)-933-3479

●**地域森林づくり活動強化対策事業**

【概要】

地域森林活動の強化に向け、森林ボランティア団体の人材育成や森林環境教育等の取組支援を実施しています。

【問い合わせ先】

農林水産部森林企画課
TEL (083)-933-3460
FAX (083)-933-3479

●**やまぐち「もったいないのころ」広めたい事業**

【概要】

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の3Rや食品ロス等、小学生・中学生を対象とした環境学習や啓発イベントを実施しています。

【問い合わせ先】

環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
TEL (083)-933-2992
FAX (083)-933-2999

●**海岸漂着物等地域対策推進事業**

【概要】

海洋ごみの削減に向けて、地域連携により、漂着物調査などの環境学習や海岸清掃等を実施しています。

【問い合わせ先】

環境生活部廃棄物・リサイクル対策課
TEL (083)-933-2992
FAX (083)-933-2999

参考資料 3**環境教育推進のための関係諸機関の連絡先**

- 文部科学省
〒100-8959 東京都千代田区霞が関
3丁目2番2号
<https://www.mext.go.jp/>
- 農林水産省
〒100-8950 東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
<https://www.maff.go.jp/>
- 経済産業省
〒100-8901 東京都千代田区霞が関
1丁目3番1号
<https://www.meti.go.jp/>
- 国土交通省
〒100-8918 東京都千代田区霞が関
2丁目1番3号中央合同庁舎3号館
〒100-8918 東京都千代田区霞が関
2丁目1番2号中央合同庁舎2号館（分館）
<https://www.mlit.go.jp/>
- 環境省
〒100-8975 東京都千代田区霞が関
1丁目2番2号中央合同庁舎5号館
<https://www.env.go.jp/>
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター
〒100-8951 東京都千代田区霞が関
3丁目2番2号
<https://www.nier.go.jp/>
- 独立行政法人教職員支援機構
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地
<https://www.nits.go.jp/>

参考資料 4**主な環境関係法令****【環境一般】**

- 環境基本法
- 環境基本計画
- 環境影響評価法
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

【地球環境】

- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 気候変動適応法
- 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

【公害防止】

- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 土壌汚染対策法

【化学物質】

- ダイオキシン類対策特別措置法
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

【自然保護】

- 自然環境保全法
- 自然公園法
- 自然再生推進法
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【生物多様性】

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

【廃棄物・リサイクル】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 循環型社会形成推進基本法
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）

【その他】

- 食品ロスの削減の推進に関する法律

【条約】

- ワシントン条約
- ウィーン条約
- 気候変動枠組条約（「パリ協定」）
- 生物多様性条約
- 砂漠化対処条約

※ 下線は、編集の際に加えたものです。

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

（前略）政府及び地方公共団体は、地域社会と連携し、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組が体系的かつ継続的に実施されるよう2（2）に掲げるような個別の措置を講ずることが求められます。

また、こうした措置により地域社会では、積極的に環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基盤を活用し、体系的かつ継続的に取り組むことが期待されます。

（2）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

ア 学校における環境教育

学校においては、教育活動の全体を通じて、児童生徒等の発達の段階に応じた環境教育を行うこと、各教科間の関連に配慮しながら進めることが必要です。また、この際、異なる学年や小学校、中学校、高等学校等との連携、地域の住民や民間団体、事業者等との連携に配慮しながら進めることが大切です。

2008年（平成18年）に改正された「教育基本法（平成18年法律第120号）」においては、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されました。また、幼小中高の学習指導要領等においては、社会科、理科、技術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容を充実しています。また、環境に関する教科横断的・総合的な学習は、多くの学校で総合的な学習の時間において実践されています。

今後、小学校、中学校、高等学校等それぞれの発達の段階に応じて、児童生徒等が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、青少年教育施設、地域の自然や文化等地域社会に存在する資源、様々な社会経済活動、ビオトープや学校林等学校が有する施設等を活用し、生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。

また、関係府省は、国有林、国立公園、国営公園や河川等の公的な場や、国や地方公共団体等が設置、運営している施設を、体験活動の場として活用できるよう適切に対応します。

児童生徒が、環境問題やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようにすることは重要です。このため、環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の普及を図るなど学校における教育活動全体を通じた環境教育の更なる充実を図ります。

ユネスコの理想を実現するため平和や国際的な連携を実践する学校としてユネスコが認定するユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付け、ユネスコスクールの学校間ネットワークを活用した交流・優良事例の共有や、多様なステークホルダーとの連携によるESDの実践等を通じて、教育手法の変革、さらには教員・児童生徒の変容につながる取組を推進します。

さらに、児童生徒等の学習・生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を充実することも重要です。このため、既存の学校施設の改修の際に環境を考慮した改修を行うこと、地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープづくり等を通じて学校の屋外教育環境を整備充実させることにより、その整備された学校施設を教材として活用した環境教育を進めていきます。

また、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材の活用等を支援し、児童生徒等が環境保全のための技術やその実際の運用を体験することで、環境負荷の低減の取組についての理解を深めます。これらの取組において、学校周辺の住民が参加することを通じて、児童生徒等と住民の双方に学習効果を与えることも期待されます。

大学や大学院などの高等教育機関においても、環境を題材とした講義や研究課程等が多く設けられています。また、高等教育機関や企業、NPO法人等が連携して、大学生等に対する環境教育に資するインターンシップ等の充実に取り組むことも重要です。これらを踏まえ、大学や大学院が自発的に教育研究の更なる改善を図る過程で、多様な主体との連携が進むよう、必要な情報提供に取り組みます。

学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、ESDの視点から、地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められます。

このため、教職員の環境教育に対する俯瞰的な理解やカリキュラム・マネジメント等の実践力の向上など学校全体の取組（ホール・スクール・アプローチ）の向上に資する研修を実施し、展開していきます。

また、教職員の環境教育の指導力を向上させるためには、研修や講習等に参加することが重要であり、そうした参加が促進されるよう、各学校において環境の醸成や仕組みづくりが進められることを期待します。

一方、熱心な教職員は、自主的な研究会等で他の学校での先進事例を学び、地域の環境保全活動に参加するなど、自ら環境教育に関する研鑽を積んでいます。こうした教職員の自主的な取組を促進するための措置を講じるとともに、こうした一部の熱心な教職員のみならず、学校における環境教育が組織として進められるよう、教職員への研修等が適正に行える環境の整備を進めます。

さらに、学習指導要領の解説や環境教育について解説した資料の活用、環境教育の実践例等を紹介した指導資料の作成、地方公共団体が作成した環境教育指導資料に関する情報の提供等を通じて、教職員の指導力の向上を図るための施策を推進します。



環境教育推進計画

令和2年(2020年)3月

山口県教育庁高校教育課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-4627 FAX : 083-933-4619

URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50300/index/index.html>